

JHF 顧問会規程

制定 1998年4月7日 理事会

施行 1998年4月7日 理事会

第1章 総則

(趣旨)

第1条 社団法人 日本ハンググライディング連盟顧問会(以下 JHF 顧問会という)は、定款第16条・17条・18条・19条に基づき組織運営される。

(目的)

第2条 JHF 顧問会の目的は、組織運営の経験・実績、専門的・学術的知識、深い洞察力を生かし、JHF の目的・事業・組織の発展に寄与することを目的とする。

第2章 組織

(組織)

第3条 顧問会は、名誉会長、名誉顧問及び顧問により組織される。

第4条 顧問会は名誉会長が主宰、又は互選による議長により運営される。

第5条 顧問会の事務は JHF 事務局が行う。

第3章 選任・任期

(選任)

第6条 名誉会長、名誉顧問及び顧問は理事会で推薦し、総会で選任される。(定款17条) 選任に関する規定は別に定める。

(任期)

第7条 名誉会長、名誉顧問及び顧問の任期を次のとおりとする。(定款第17条の3、4)

- (1) 名誉会長及び名誉顧問：終身又は本人辞退まで
- (2) 顧問：2年、再任は妨げない

第4章 任務

(任務)

第8条 顧問会の任務を次のとおりとする。

- (1) 年一回顧問会を開催し、諮問事項の答申と助言をおこなう。
- (2) 依頼された諮問事項の答申と助言。
- (3) 依頼される行事・催事への出席、外部委員への就任。
- (4) 依頼される後援活動、原稿の執筆等。

(制限)

第9条 名誉会長、名誉顧問及び顧問は JHF のいかなる役職及び委員も兼ねることは出来ない。

第5章 報酬・その他

(報酬)

第10条 基本的には無報酬とする。但し次の事項についてはこの限りではない。

- (1) 交通費：実費支給
- (2) 講演料、原稿料：支出規程に準ずる。
- (3) 第8条の3及び4の任務により外部より報酬が支給される場合は JHF からの交通費支給規程に準じる支給はないものとする。

(その他)

第11条 その他、必要な事項については理事会で協議の上定める。